

## 裏面

この証票を携帯する者は、覚醒剤取締法第32条第1項又は第2項の規定により立入検査又は収去を行う職権を有するものである。

## 覚醒剤取締法抜粋

- 第32条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、覚醒剤の取締り上必要があるときは、当該職員をして覚醒剤製造業者の製造所若しくは覚醒剤保管営業所、覚醒剤施用機関である病院若しくは診療所、覚醒剤研究者の研究所その他覚醒剤に関係ある場所に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、覚醒剤若しくは覚醒剤であることの疑いのある物を試験のため必要な最小分量に限り収去し、又は覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関の開設者若しくは管理者、覚醒剤施用機関において診療に従事する医師、覚醒剤研究者その他の関係者について質問をさせることができる。
- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、覚醒剤原料の 取締り上必要があるときは、当該職員をして第30 条の12(保管)各号に規定する者の当該各号に規定 する場所(往診医師等及び往診のみによつて飼育 動物の診療業務を自ら行う獣医師の住所を除く。) に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、覚 醒剤原料若しくは覚醒剤原料であることの疑いの ある物を試験のため必要な最小分量に限り収去 し、又は第30条の7(所持の禁止)第1号から第7号ま

- でに規定する者その他の関係者について質問をさせることができる。
- 3 前2項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第33条 第22条の2(廃棄)、第24条第3項(指定失効の際に所有していた覚醒剤の処分)、第30条の13(廃棄)、第30条の15第3項(指定失効等の際に所有していた覚醒剤原料の処分)並びに前条第1項及び第2項に規定する当該職員の職権は、次の各号に掲げる者が行う。
  - 一 麻薬取締官又は薬事監視員のうちから厚生労働大臣があらかじめ指定する者
  - 二 麻薬取締員又は薬事監視員のうちから都道府 県知事があらかじめ指定する者
- 2 前項第1号又は第2号の規定により指定された者は、覚醒剤監視員と称する。
- 3 覚醒剤監視員は、第22条の2若しくは第24条第3項の規定による覚醒剤の処分若しくは第30条の13若しくは第30条の15第3項の規定による覚醒剤原料の処分に立ち会う場合又は前条第1項若しくは第2項の規定により立ち入り、検査し、収去し、若しくは質問する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。